

横浜市立権太坂小学校 いじめ防止基本方針

令和6年2月8日改訂

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得る」という前提のもと、学校としての組織的な対応を行います。保護者・地域・他機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。児童がいじめを受けている可能性があるときには、適切かつ迅速に対処していきます。

1 いじめ防止に向けた考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人々との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校の学校教育目標「友達が好き、自分が好き、たくましく伸びる権太坂の子」に向けて、**児童、教職員、保護者が「いじめは絶対に許さない」という共通認識をもち**、学習や生活の中で、児童が安心できる、自己有用感や充実感を感じられる「居場所」ある教育環境づくりをする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 学校いじめ防止対策委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・学年主任・児童支援専任・養護教諭・当該教職員

*スクールカウンセラー、SSWなど必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求めます。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の運営

○いじめ事案に対して中核的役割を担い、組織的に取り組みます。

○いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担の中核を担います。

○月1回以上定期的に開催します。また、いじめの疑いがある場合にも直ちに本委員会を開催します。

○重大事案が発生した場合には中核となって調査します。

○いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDC Aサイクルでの検証を行います。

○校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 学校いじめ防止対策委員会のいじめ防止に向けた活動内容

<未然防止のための活動>

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うとともに、学年職員の啓発をはかります。
- ・いじめ未然防止に向けた児童理解研修会等を行い、教職員のいじめ防止に対する意識を高めます。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童に説明するとともに、学校ホームページへ掲載し、学校運営協議会等を通して保護者・地域への周知に努めます。

<早期発見・事案対処>

- ・いじめの相談・通報の窓口となります。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録を行います。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合、事実関係の把握を行い、いじめの認知を行います。
- ・いじめを受けた児童に対する支援ならびに、いじめを行った児童に対する指導体制づくりを行い、対応方針を決定し、保護者との連携などの対応を組織的に実施します。

<取組の検証>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画作成・実行・検証・修正を行います。
- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検と見直しを行います。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・学校教育活動全体（特に道徳教育や人権教育）の推進を行います。
- ・重点研やメンターチーム権太塾等を活用し、授業改善を行い、わかる授業づくりに取り組みます。
- ・権太坂小ルールや給食スタンダードの定着を図るとともに、児童が安全に生活できる環境を整えます。
- ・縦割り活動（なかよし活動）による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識や人の役になっているという自己有用感をもてるようにします。
- ・児童会を中心に話し合い活動を充実し、安心してなんでも言える雰囲気づくりに取り組みます。
- ・Y-P アセスメントを実施し、その結果をもとにして「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、より望ましい集団作りを行います。
- ・インターネットやSNS等の使い方に関する情報モラル教育を行います。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員集団としての責務を自覚し、全教職員の情報共有体制を構築します。
- ・年2回のいじめアンケートを実施し、必要に応じて児童の聞き取りを行い、子どもの状況を把握して、適切な支援を行います。
- ・保護者面談を行い、いじめの早期発見に努め、その解決を図ります。
- ・児童及び保護者からのいじめの疑いのあるような訴えや連絡等があった場合には、いじめ防止対策委員会を開き、教職員による聞き取りを行うなど迅速に対処します。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会において組織的な対応を徹底します。
- ・いじめの被害があった場合は、被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対して、確かな根拠に基づき、厳正な指導により解決を図ります。
- ・必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速に対応します。
- ・いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、当該児童や保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ・学校運営協議会への協力を依頼します。

(4) いじめの解消

- いじめの解消は少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要とし、被害児童への聞き取りや保護者への連絡を密に行い、情報の収集に努めます。

ア いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと

- いじめが解消に至るまで、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

(5) 教職員等への研修

- 教職員は具体的事例、事案対処の方策等についての研修を行い、いじめを見抜く目と権勢を磨き、課題解決のための指導力向上を目指します。
- 「児童理解研修」や「いじめ防止研修」「横浜プログラム研修」などの研修を行い、課題解決のための指導力向上を目指します。

(6) 学校運営協議会の活用

- 学校運営協議会を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、連携・共同して解決する仕組みづくりを推進します。

(7) 年間計画

月	☆児童 ◆教職員	保護者・地域
4月	☆権太坂小ルール・給食スタンダード確認 ☆朝会で「学校いじめ防止基本方針」説明 ◆児童引継ぎ ◆いじめ防止対策委員会設置 ◆いじめ防止基本方針の確認 ◆いじめの定義・児童理解研修	・集団登校 ・懇談会で「学校いじめ防止基本方針」説明
5月	☆いじめ早期発見のための生活アンケート実施 (記名式アンケート・教育相談) ◆教職員・スタッフ見守りシート ◆地域訪問	・学校説明会、学校運営協議会にて取組の説明 ・「教職員・スタッフ見守りシート」のキッズクラブ実施
6月	☆第1回YPアセスメント実施 ◆YPアセスメント分析 ☆横浜子ども会議にむけた全校の取り組み提案	
7月	☆スクールサポーターによる非行防止・防犯教室(全学年) ☆横浜子ども会議小中交流会(6年代表児童) ◆児童理解テーマ別研修	
8・9月	☆横浜子ども会議保土ヶ谷区交流会(6年代表児童) ◆夏休み明け情報共有 ◆保護者個人面談	・保護者個人面談 ・学校運営協議会
10月	☆前期ふりかえり(あゆみ配付時児童面談)	
11月	☆フィーバーゴンタザカ(なかよし遠足)	・学校運営協議会
12月	☆いじめ解決一斉キャンペーン実施(無記名式アンケート・教育相談) ☆人権週間の取組 ☆第2回YPアセスメント実施 ◆教職員・スタッフ見守りシート ◆YPアセスメント分析 ◆保護者個人面談(希望者のみ)	・「教職員・スタッフ見守りシート」のキッズクラブ実施 ・保護者個人面談(希望者のみ)
1月	◆冬休み明け情報共有	
2月	☆スクールサポーターによる防犯・安全教室(6年) ◆年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し・改訂	・学校運営協議会
3月	☆年間ふりかえり(あゆみ配付時児童面談) ◆学校いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載 ◆新年度への引き継ぎ(小学校:幼稚園・保育園、中学校等)	・学校報告会での取り組み説明
年間	☆集団作り(学級活動 集会活動 なかよし活動 行事) ☆横浜プログラムの実施 ◆児童理解研修(月1回)	・PTAによる登下校の見守り ・主任児童委員会(年5～6回)

いじめ防止対策委員会(月1回・随時)
いじめ認知・支援方針決定

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

(2) 重大事態の発生の報告

- ・重大事態の調査は事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならないものとします。
- ・重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所または人権教育・児童生徒課が行うものとし、いずれかが重大事態(疑い含む)を探知したら、速やかに対処方針を共有します。
- ・重大事態(疑い含む)に該当すると判断した時には、学校は直ちに教育委員会に報告します。
- ・学校は、いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

5 いじめ防止対策基本方針の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応のながれについて、少なくとも年 1 回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直し(PDCA サイクル)を行うこととします。必要がある場合は見直しを検討し、措置を講じることとします。